

令和7・8年度 石垣市建設工事 等級格付について

等級格付一覧（4業種）

土木一式工事

等級	令和7・8年度 等級格付		前登録 業者数比較
	業者数	総合評点	
A	26	951以上	△ 2
B	22	842～950	△ 3
C	32	655～841	△ 6
D	19	654以下	△ 4
計	99		△ 15

建築一式工事

等級	令和7・8年度 等級格付		前登録 業者数比較
	業者数	総合評点	
A	19	910以上	2
B	7	785～909	△ 1
C	7	665～784	0
D	6	664以下	0
計	39		1

電気工事

等級	令和7・8年度 等級格付		前登録 業者数比較
	業者数	総合評点	
A	20	732以上	0
B	8	731以下	△ 1
C	-	-	-
計	28		△ 1

管工事

等級	令和7・8年度 等級格付		前登録 業者数比較
	業者数	総合評点	
A	23	720以上	1
B	9	719以下	△ 2
C	-	-	-
計	32		△ 1

○等級別業者数の考え方について

令和7・8年度の建設工事等級別業者数の考え方については、「令和7・8年度 石垣市建設工事入札参加資格及び等級格付基準」に基づき公共工事の発注件数などの動向を注視した等級格付を行う必要がある。したがって、前回との比較が穏やかな業者数となるよう、近年の公共工事の現状が最も反映できる令和2・3・4・5年度の発注実績から等級別の業者数を推計することとする。

○等級格付の条件

総合評点の順位に関わらず、等級格付について次の条件を設定する。

- (1) 土木一式工事及び建築一式工事のA等級については、特定建設業許可業者であること。
- (2) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。
- (3) 昇級は、1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付ける。
- (4) 降格は、1等級下位を原則とする。ただし、総合評点の2割を付加しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りではない。